

新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画 【 第四次改定 】

平成 30 年 3 月

新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

目次

総則

第1章 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画 総則.....	1
1.1 本計画策定の経緯と目的.....	1
1.2 新宿モデル.....	3
1.3 本計画の構成と計画の作成及び実施体制.....	4
1.4 被害想定.....	9
1.5 都市再生安全確保計画の検証・更新.....	15

基本計画 東口編

第1章 新宿駅東口地域の現状.....	17
第2章 新宿駅東口地域における基本的な考え方.....	23
2.1 新宿駅東口地域における基本的な考え方.....	23
第3章 事業継続可能な環境の確保.....	24
3.1 建物の安全を確保する仕組みの構築.....	24
3.2 安全に待機・活動できる仕組みの構築.....	26
第4章 情報収集伝達等.....	28
4.1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築.....	28
4.2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築.....	29
第5章 退避誘導支援等.....	31
5.1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築.....	31
5.2 滞留者等への対応.....	33
第6章 医療救護活動等.....	35
6.1 負傷者に対応できる仕組みの構築.....	35
6.2 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築.....	37
第7章 平常時の対応.....	38

基本計画 西口編

第1章 新宿駅西口地域の現状	41
第2章 新宿駅西口地域における基本的な考え方	47
2.1 新宿駅西口地域における基本的な考え方	47
第3章 事業継続可能な環境の確保	49
3.1 建物の安全を判断する仕組みの構築	49
3.2 安全に待機・活動できる仕組みの構築	51
第4章 情報収集伝達等	53
4.1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築	53
4.2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築	55
第5章 退避誘導支援等	57
5.1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築	57
5.2 滞留者等への対応	60
第6章 医療救護活動等	62
6.1 負傷者に対応できる仕組みの構築	62
6.2 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築	64
第7章 平常時の対応	66
第8章 都市再生安全確保計画の検証・更新【西口地域】	67
8.1 地域連携訓練	67
8.2 都市再生安全確保計画の検証	67
8.3 その他	67

実施計画 共通編

第1章 はじめに	71
第2章 情報収集伝達等	72
2.1 東西現地本部運営マニュアルの作成等	72
第3章 退避誘導支援等	74
3.1 滞在者等誘導マニュアルの作成等	74
3.2 情報提供のための環境整備	75
3.3 滞留者誘導ルールの周知・啓発	76
3.4 避難場所・一時滞在施設運営マニュアルの作成等	77
第4章 医療救護活動等	78
4.1 応急救護所運営マニュアルの作成等	78
第5章 平常時の対応	80
5.1 セミナー等の実施	81
5.2 地域連携訓練の実施	83
5.3 協議会や指針に関する周知活動	85

実施計画 東口編

第1章	はじめに.....	87
第2章	事業継続可能な環境の確保.....	88
2.1	安全に待機・活動できる仕組みの構築.....	88

実施計画 西口編

第1章	はじめに.....	90
第2章	避難誘導支援等.....	91
2.1	滞留者等への対応.....	91

用語の定義

【ひと】

- ・ 滞在者等 新宿駅周辺地域内にいる者
- ・ 滞留者 就業、通学、その他の目的で自宅から外出しており、新宿駅周辺地域内に滞留している者
- ・ 帰宅困難者 災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（滞留者のうち、自宅までの距離が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人。）
- ・ 来街者 新宿駅周辺地域内に観光、買物、業務等で訪れた者（地域内に就業、通学している者を除く）

【場所・施設】

- ・ 一時（いつとき）集合場所
避難場所へ避難する前に、一時的に集合して様子を見る、又は避難のために集団を形成する中継地点をいい、町会・自治会単位で指定している場所
- ・ 避難場所（広域避難場所）
大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園や緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、東京都が指定している場所
- ・ 都市再生安全確保施設
大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設として整備されるものであり、下表に示す施設

表 都市再生安全確保施設

種類	法文上の記載	具体例
都市再生安全確保施設	(下記の総称)	
退避経路	退避のために移動する経路	道路、公開空地、建築物内通路等
一時滞在施設 (退避施設)	一定期間退避するための施設	建築物エントランスロビー等の退避施設
備蓄倉庫	備蓄倉庫	備蓄倉庫
その他施設	その他の施設	公園、緑地、広場等の一時退避場所、情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電機等の設備系の施設

- 一時滞在施設（退避施設）

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者（身の寄せどころのない帰宅困難者）を一時的（1日～3日程度）に受け入れる施設をいう

- 退避経路

大規模災害時に安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動する経路

- 一時退避場所

大規模災害時に一時滞在施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞業者等が一時的に退避するための場所

総則

第1章 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画 総則

1. 1 本計画策定の経緯と目的

(1) 経緯

- 新宿駅周辺地域では、新宿駅周辺の事業者や行政機関を中心に構成される「新宿駅周辺防災対策協議会」において、主に大規模地震発生時の滞留者対策を中心に、自助・共助・公助の役割分担を定めた「新宿ルール」を策定するほか、継続的に地域連携訓練を実施する等、活発な活動が進められてきた。
- 平成23年度以降は、滞留者対策に留まらず、地域連携による「情報収集・伝達」、「避難誘導支援」、「医療連携」及び「建物安全確認」を柱とした「新宿モデル」の構築に取り組んできた。
- 平成23年の東日本大震災においては、新宿駅周辺で多数の帰宅困難者が発生し、避難誘導や一時滞在施設の確保、情報収集伝達等において多くの課題が明らかになり、平成23年度には新宿区地域防災計画が改訂された。また、平成25年4月1日には「新宿区災害対策推進条例」が施行されたほか、同年11月には新宿区地域防災計画が改定された。
- 東京都では、平成24年4月に新たな被害想定が公表され、同年11月には東京都地域防災計画の改訂版及び東京都帰宅困難者対策実施計画が公表され、翌平成25年4月1日に東京都帰宅困難者対策条例が施行された。
- 国では平成24年度に都市再生特別措置法を改正し、官民連携で協議会組織を設立し、同協議会が定める「都市再生安全確保計画」に基づき実施するハードウェア事業やソフトウェア事業に対しての補助金交付や各種規制緩和等の支援を行う「都市再生安全確保計画」制度が創設された。



図 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の対象範囲

(2) 目的

- 新宿駅周辺地域の活性化や地域内の企業の事業継続力の向上を図ることにより、地域の付加価値を高め国際競争力の高い街を実現することを最終的な目標とする。
- ハード・ソフト両面からの防災対策の充実を図り、滞在者等の安全性の確保及び立地企業等の事業継続性を向上することにより、安全で安心して住み・働き・学び・集うことができる、災害に強いまちをつくる。
- 大規模災害等への対処のためには、個々の企業の事業継続(BC)に加え、地域の社会基盤等の継続性や安全性の確保が重要となる。本計画の策定により地域の連携と協働により都市機能や経済活動の維持及び早期復旧を実現する。
- 本計画に基づき推進されるハード事業、ソフト事業は、必ずしも災害対応時のみではなく、平常時における機能についても視野に入れるものとする。

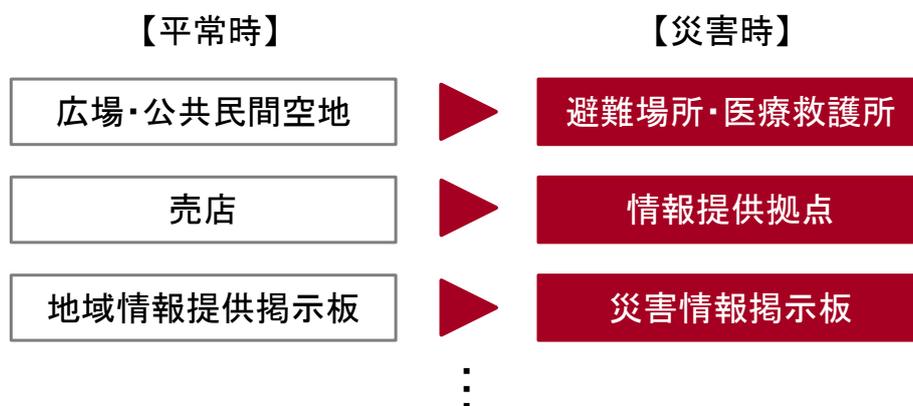


図 平常時の機能も視野に入れた事業イメージ

- 新宿駅周辺地域の特徴を踏まえ、地域内で調和のとれた具体的な対策の方向性を示すとともに、その行動計画を定める。また本計画に基づくハード事業、ソフト事業については、公的な補助金を交付する。

【本計画における自助・共助・公助の基本原則】

- ① 各組織での対応（自助）
事業所、施設、学校、その他組織単位で従業員・顧客・学生等に対応するとともに、各組織の事業等の継続・早期復旧に努める。
- ② 地域が連携した対応（共助）
地域の連携により、自助の取組が行いやすい基盤を整えた上で、買物客等の来街者や通勤通学途上者等に地域で対応する。
－避難誘導・応急救護・情報伝達等の地域の継続性や安全性確保の基盤作りを行う。
－駅周辺で混乱している人々の避難誘導・応急救護・情報伝達等を地域で協力して行うための役割等を考える。
- ③ 公的機関による地域のサポート（公助）
新宿区、都、国が連携・協力し、地域の対応を支援する。
－避難誘導・応急救護・情報伝達等の地域の継続性や安全性確保の基盤作りをサポートする。

1. 2 新宿モデル

- 新宿モデルとは、大規模災害が発生した場合を想定して、立地企業等の事業継続性及び滞在者等の安全確保等、人的・物的被害や経済的被害の抑制並びに防災機能の強化を目指して実現すべき取組を示したものであり、新宿駅周辺防災対策協議会において新宿区から提議されたものである。
- 本計画の策定と事業の推進においては、まずは「新宿モデル」の実現を目指す。
- 新宿モデルは、「情報収集・伝達モデル〈情報連絡・共有のしくみづくり〉」、「避難・退避誘導支援モデル〈誘導情報の提供のしくみづくり〉」、「医療連携モデル〈医療・応急救護所のしくみづくり〉」及び「建物安全確認モデル〈高層ビルの継続使用判定のしくみづくり〉」の4モデルを中心に構成されている。それぞれのモデルを実現することを通じて、地域の社会基盤等の継続性や安全性の確保（主にハード事業）及び地域の連携による運営の仕組みづくり（主にソフト事業）を進める。また、新宿モデルの実現に必要な人材は地域で開催するセミナー及び訓練等で養成し、各モデルについては地域連携訓練において検証する。

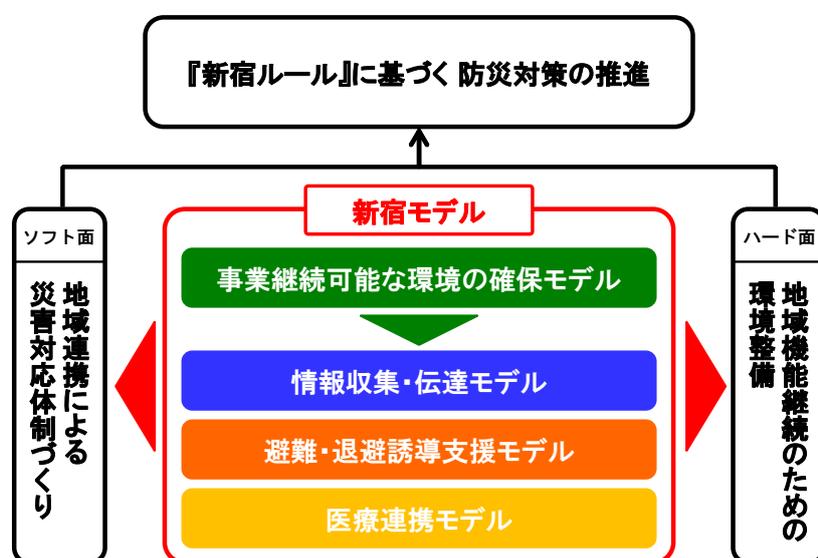


図 新宿モデルの概念図

- 「情報収集・伝達モデル」については、事業・生活の継続及び災害対応に必要な正確な情報を収集・伝達する仕組みづくりを行う。また、必要な情報を地域で共有し地域内での連携・相互扶助に必要な意思決定のための情報の収集・分析を行う。また、地域内の混乱防止のため不特定多数の来街者等へ情報発信を行う仕組みづくりを行う。
- 「避難・退避誘導支援モデル」については、地域内の連携による発災後の建物内待機の是非の考え方や、建物内からの避難を余儀なくされた場合の避難経路や収容場所に関する仕組みを構築する。
- 「医療連携モデル」については、地域内で発生した負傷者への対応及び地域の連携による医療資源の最適な活用方法に関する仕組みづくりを行う。
- 「事業継続可能な環境の確保モデル」については、事業・生活の継続及び災害対応に必要な環境を確保するため、建物の使用の安全性、耐震性の向上及び建物での活動に必要なインフラの整備等に関する仕組みづくりを行う。

1. 3 本計画の構成と計画の作成及び実施体制

(1) 目的

- 本計画は、東口地域・西口地域共通の「総則」、両地域でそれぞれ作成される、「基本計画」及び「実施計画」から構成される。
- 総則では、本計画対象地域全体に共通した考え方を示す。
- 基本計画は東口編と西口編の2編で構成され、東口地域・西口地域別に各地域の特徴を踏まえ、地域の関係者（住民、事業者及び行政等）の平常時及び災害時における「基本構想（マスタープラン）」を示す。
- 実施計画では、総則及び基本計画に示した基本構想を実現するために、具体的なハード事業及びソフト事業の事業内容、実施主体、実施期間等を示す。

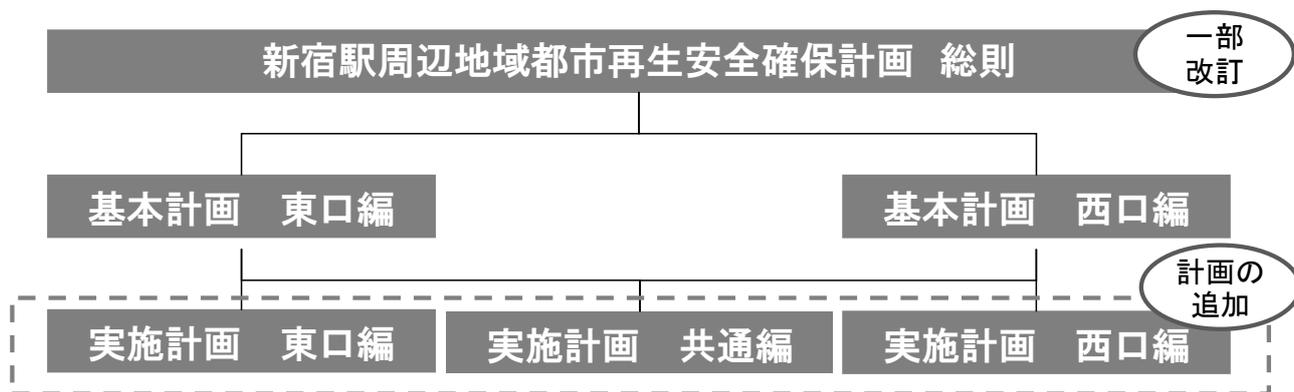


図 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の構成

- 都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項等で規定する事項と本計画書との関係は次表の通りになっている。

表 都市再生安全確保計画の内容（法第 19 条の 13 第 2 項関係）

内容	法の位置づけ	記載か所
基本的な方針		
意義	第 1 号	総則 1.1 本計画策定の経緯と目的 (2) 目的【P2】 1.2 新宿モデル【P3】
目標	第 1 号	総則 1.3 本計画の構成と計画の作成及び実施体制 (4) 計画の目標【P8】
事業及び事務等		
都市再生安全確保施設の整備及び管理	第 2 号 第 3 号	建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画を記載する。
その他の滞在者等の安全確保を図るために必要な事業	第 4 号	建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画を記載する。
滞在者等の安全確保を図るために必要な事務	第 5 号	5. 退避誘導支援等 5.1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1)ハード対策【P31,32,58】 (4) 実施方針 2)ソフト対策【P32,58,59】 5.2 滞留者等への対応 (4) 実施方針 1)ハード対策【P33,34,60,61】 (4) 実施方針 2)ソフト対策【P34,61】
滞在者等の安全確保を図るために必要な事項	第 6 号	3. 事業継続可能な環境の確保 3.1 建物の安全を判断する仕組みの構築 (4) 実施方針 1)ハード対策【P25,49】 (4) 実施方針 2)ソフト対策【P25,50】 3.2 安全に待機・活動できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1)ハード対策【P26,27,51,52】 (4) 実施方針 2)ソフト対策【P27,52】 4. 情報収集伝達等 4.1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 (4) 実施方針 1) ハード対策【P28,53】 (4) 実施方針 2) ソフト対策【P29,54】 4.2 現地本部を中心とした情報伝達体勢の構築 (4) 実施方針 1) ハード対策【P30,56】 (4) 実施方針 2) ソフト対策【P30,56】 6. 医療救護活動等 6.1 負傷者に対応できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1) ハード対策【P35,62】 (4) 実施方針 2) ソフト対策【P36,62,63】 6.2 災害拠点病院等で重傷者に対応できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1) ハード対策【P37,65】 (4) 実施方針 2) ソフト対策【P37,65】
その他の必要な事項	—	協議会での合意に基づき、都市再生安全確保計画の補足資料として順次掲載する。

(2) 計画の作成及び実施体制

- 本計画の検証・更新は新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）が主体となっていく。
- 基本計画については、地域の関係者の意見を広く反映させるため都市再生安全確保計画部会（以下「部会」という。）及びその分科会において検討し、協議会の承認を得て作成する。
- 実施計画については、基本計画を踏まえた上で、実際にハード事業及びソフト事業を実施する者（新宿駅周辺防災対策協議会やその他組織）を中心に検討し、部会での承認をもって計画に位置付ける。
- 実施計画に位置付けた事業は新宿駅周辺防災対策協議会やその他組織が連携して行う。
- 協議会の事務局機能は区が行う。
- 補助金等については、新宿駅周辺防災対策協議会やその他組織が計画への適合性等を審査した上で国に申請し、必要に応じ事業の実施主体に分配する方向で検討する。
- 本計画の関連事業の進捗管理は新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会が行い、関係会議体に報告・検証・改善提案等を行う方向で検討する。

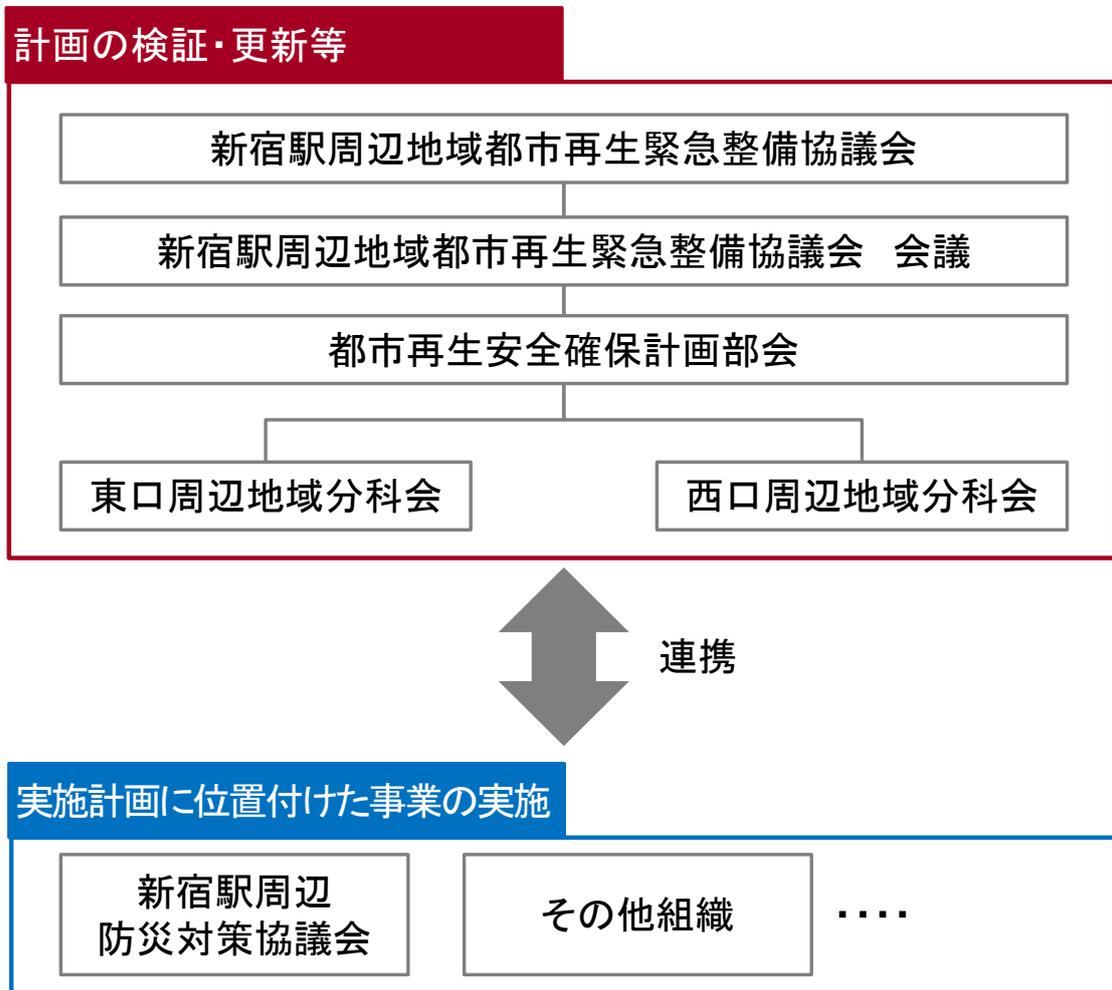


図 計画の検証・更新及び事業の実施体制

(3) 本計画と新宿ルール

- 新宿区では新宿駅周辺の事業者からなる協議会（新宿駅周辺防災対策協議会）が中心となり、滞留者対策の一環として、大規模な避難誘導訓練等を通じて判明した課題を整理し、災害が発生した時に地域事業者等が協力して来街者の安全を守るための「新宿ルール」を平成 21 年 3 月に策定している（平成 22 年 3 月に改正）。
- 東日本大震災の際、鉄道機関の運行停止による大量の帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じた。そこで、同協議会では、東日本大震災での対応を教訓とし、大規模災害の発生を想定し、立地企業等の事業継続性及び滞在者等の安全確保等、人的・物的被害や経済的被害の抑制並びに防災機能の強化を目指して実現するべき取組みとして新宿モデルが示された。
- 大規模震災時の混乱に対処するためには、『新宿ルール』の実践力を高め、新宿駅周辺エリアの事業者や行政組織が一体となって対処しなければならない。そこで、『新宿ルール』に基づく発災時の行動指針として『新宿ルール実践のための行動指針』を平成 28 年 6 月に策定した。
- 本計画の策定、事業の推進は、『新宿モデル』の実現につながるものであり、発災時の行動指針である『新宿ルール実践のための行動指針』の普及等について、本計画の実施計画に位置付け、その取組みを推進するものである。

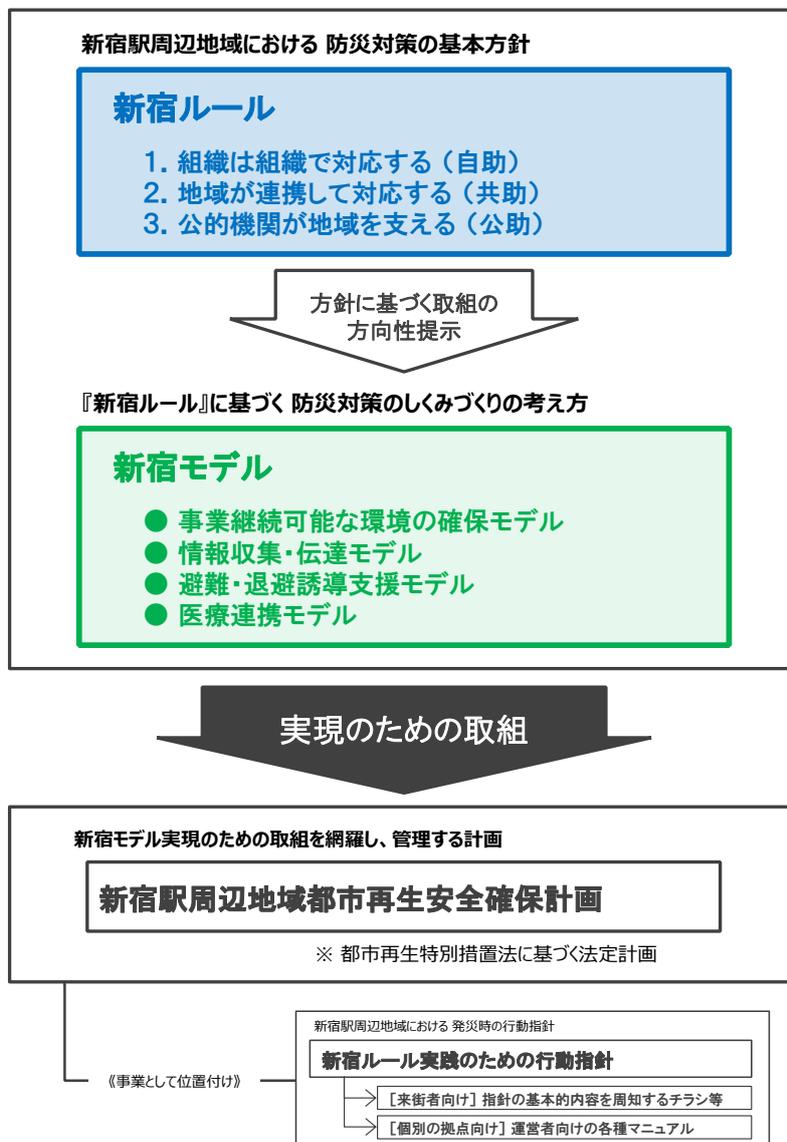


図 文書体系のイメージ

(4) 計画の目標

滞り者等の安全等を図るために、一時滞り施設及び備蓄倉庫の整備、耐震改修が必要な建物について、確保・整備を推進するにあたっての目標を設定する。

表 計画の目標

項目	目標
必要な一時滞り施設の確保	東京都の推計結果より、新宿駅を中心とする 2km 四方の正方形の圏内では約 5 万人の屋外滞り者が発生すると推定されている。新宿駅周辺では、滞り者の一時滞り施設の提供に関する協定を締結している建物だけではなく、協定を締結していなくても受入可能な建物に協力いただくことにより、新宿駅周辺で発生する滞り者を受け入れることとする（ただし、被災直後に滞り者が集中すると混乱が生じると考えられる駅周辺の建物は除く）。
必要な備蓄倉庫の確保	新たに備蓄倉庫を整備し、滞り者向けの備蓄を確保するだけでなく、地区内の商業施設、飲食店、事業者等と協力（必要に応じ協定を締結）し、商品や所有する資材を非常時の飲料・食料、資材として帰宅困難者に提供する。
耐震改修の推進	地震による被害の抑制、事業継続の確保等を図るため、地域内の建物の耐震性の向上を図ることとし、平成 32 年度までに耐震化率を 95%以上*とすることを目標とする。

※「新宿区耐震改修促進計画（平成 25 年度改定）」における民間特定既存耐震不適格建築物（賃貸共同住宅・緊急輸送道路沿道建築物を除く）に関する耐震化率の目標値。

1. 4 被害想定

- 本計画で想定する被害内容については、平成 24 年 4 月に東京都が公表した被害想定に準じたものとする。
- 平成 24 年 4 月公表の東京都被害想定では、東京湾北部地震（M7.3）を想定し、次の通り気象条件、発生時刻等の前提条件を設定している。
- その他、対象地域において特徴的な被害の想定や想定地震の規模及び種類については、平成 24 年度に実施した基礎調査結果をもとに行う。

表 被害想定的前提条件

東京都	
想定地震	東京湾北部地震（震源：東京湾北部）
	規模：M7.3
	震源の深さ：約 20~35km
気象条件等	冬の朝 5 時
	風速：4m/s
	風速：8m/s
	冬の昼 12 時
	風速：4m/s
	風速：8m/s
	冬の夕方 18 時
	風速：4m/s
	風速：8m/s

※風速 4m/s、8m/s は、より実情に即した想定とするため、都内の気象観測点における過去の気象データから、冬季の平均風速及び最大風速（1 日における 10 分間平均風速の最大値）の平均値について、観測標高 10m に換算した値に基づいて設定した値である。

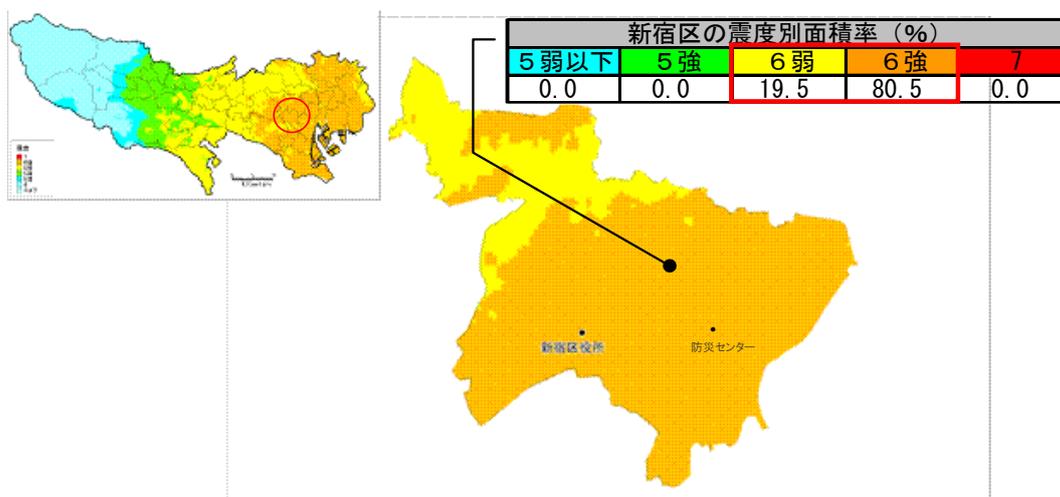


図 東京湾北部地震（M7.3）の想定震度分布（東京都被害想定〔平成 24 年 11 月公表〕より）

- 前述の地震が発生した場合に、本計画の対象地域においてどのような被害が発生し得るか、主な定性的事項を次表に示す。

表 新宿駅周辺地域の被害想定

項目		内容
建物被害	揺れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準で建設された建物を中心に、継続使用ができない建物や建物内に閉じ込められる人が発生する。 ○ 高層建築物を中心に、構造部材の被覆等により直接は被害状況を確認できないため、応急的な被害状況を確認できない。 ○ 高層ビルでは、防災センターが地下又は低層階にあり、揺れの増幅する高層階での被害の大きさが、直ちには想定できないため、館内への効果的なアナウンスができない。 ○ 非構造部材のヒビ割れ等を構造的な被害と誤解する人が混乱を起こす。
	火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時間により、地域内の市街地や飲食店街等で火災が発生する。 ○ 広域で多数の火災が発生するため、消防機関による消火活動が十分には行えず延焼が広がる。 ○ 環状7号線沿線の木造密集市街地等で発生した火災により避難してきた人々が、地域内の地区内残留地域に押し寄せる。 ○ 地区内残留地域をめざして押し寄せた人々に対して適切な誘導ができず混乱が発生する。 ○ 火災が発生した建築物では、全館退避を余儀なくされ、当該ビルでは事業所内での残留ができなくなる。 ○ 火災が発生した地域から地区内残留地域へ避難者が発生する。
	非構造部材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定していない家具や什器等が移動・転倒し、室内が使用不可能となり災害対応や事業継続の妨げとなる。特に高層ビルの高層階では揺れが増幅されるために、低層階より被害が大きくなる。 ○ 固定していない家具や什器等の移動・転倒及び天井等の落下等により、平常時想定していた避難経路が制約を受ける。 ○ 天井材が多数落下し、使用不能となる事業所が発生する。 ○ 非構造部材の破損に伴い、スプリンクラーヘッドが破壊され執務スペースで水損が発生する。 ○ パソコンやサーバー等の記録媒体が破損し、事業継続に必要なデータが失われる。 ○ 移動・転倒した家具や什器類及び落下した天井材の除去等のために、多大な作業を要する。

項目		内容
建物被害	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高層ビル街では、多数のエレベータが同時に停止するとともに、商用電源が供給されないため、閉じ込め者が発生する。 ○ エレベータのメンテナンス会社は、地域内にサービスセンターが設置されているが、停止エレベータ数に対して圧倒的に技術者が不足することや、高層で停止したエレベータの作業に時間を要するため救出が進まない。 ○ エレベータケーブルを使用したエレベータについては、長期にわたり使用ができなくなる。 ○ エレベータの停止により、高層ビルの上層階で被災した自力での移動が困難な要援護者を下層階に搬送するために多大な労力を要する。
人的被害	死者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地や飲食店街では、発災時間により大規模火災が発生し、直接火傷を負うケースのほか、煙に巻かれる等により多数の死者が発生する。 ○ 市街地では、看板や壁面の化粧材等のビル等からの落下物に直撃し死者が発生する可能性がある。
	負傷者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具・什器の転倒・移動により負傷者が発生する。特に高層ビルの高層階では揺れが増幅されるために、低層階より被害が大きくなる。 ○ 発災時間帯により、失火等による火傷や煙に巻かれる等による負傷者が発生する。 ○ 高層ビル内の避難階段等において、避難を急いだ人々が転倒し負傷者が発生する。 ○ 市街地内では移動のボトルネックとなる場所に人々が集まり過密状態となり、負傷者が発生する。 ○ 高層ビルの上層階では、長時間の長周期の揺れにより気分が悪くなる人が多数発生する。 ○ 市街地では、看板や壁面の化粧材等のビル等からの落下物に接触し負傷者が発生する。 ○ 商用電力が停止した状態で夜間に移動をした人が、街灯等がないため暗闇の中で転倒し負傷する。

項目		内容
ライフ ライン	電気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震直後は、火力発電所の運転停止等により供給電力が 5 割程度に低下し、需給バランスが不安定となり、広域で停電が発生する。また、東京都区部では、電柱（電線）、変電所、送電線（鉄塔）の被害等による停電も発生するが、電柱（電線）等の被害による停電は全体の約 1 割以下である。 ○ 震度分布によっては、東京湾沿岸の火力発電所の大部分が運転を停止することも想定されるが、電力事業者の供給能力は、関東以外の広域的な電力融通を見込んでも、夏場のピーク時の需要に対して約 5 割程度の供給能力となることも想定される。湾岸の大部分の火力発電所が被災した場合、最悪、5 割程度の供給が 1 週間以上継続することも想定される。このため、需要が供給能力を上回る場合、需要抑制（節電要請、電力使用制限令、計画停電等）が必要となることが考えられる。 ○ 公的機関や民間の重要施設については、非常用発電設備が確保されているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、停電が長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性がある。また、発災後は燃料の需要が集中すること、激しい交通渋滞が想定されることから、追加の燃料（重油・軽油）の確保は困難となることが想定される。 ○ なお、非常用発電機からの電力供給先は、非常灯、館内放送等の消防用設備等必要最低限となっている。
	ガス (都市ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送幹線や大口需要家等への供給として使用される高圧ガス及び中圧ガスについては、供給継続される。 ○ 主に一般家庭で使用されている低圧ガスについては、発災直後、揺れの大きかった地域において、各家庭でのマイコンメーター及びブロック単位での供給停止装置等が作動し、ガスの供給が自動停止する。配管や設備等に損傷がない場合には、順次供給が再開される。被災した低圧導管の復旧には、ガス漏えいの確認作業、他のライフラインの復旧作業との関係から、復旧までに 1 か月以上を要する地区も想定される。
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路や浄水場等の被災により、約 5 割の利用者で断水が発生する。被災した管路の復旧は、道路渋滞や復旧にかかる人材や資機材の不足により、数週間を要する地区もある。 ○ 浄水場が被災していなくても、停電が長引いた場合、非常用発電設備の燃料が無くなることにより、運転停止に至る断水もある。 ○ 断水による影響として、水洗トイレの使用ができなくなる。 ○ 高架水槽を設置したビル等については、貯留された水は利用可能である。

項目		内容
ライフ ライン	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路やポンプ場、処理場等の被災により、約 1 割の施設について被害が生じ、一部で水洗トイレの使用ができなくなることが想定される。 ○ 管路の復旧は、他のライフラインの復旧作業と相まって難航し、1 か月以上を要することも想定される。 ○ 停電が長引いた場合、非常用発電設備の燃料が無くなることにより、ポンプ場の機能が停止していたり、管路等の復旧前に多量の降雨があったりすると、溢水や内水氾濫のおそれがある。
	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声電話は利用の集中・輻輳に伴う通信規制等により、著しく使用が制限され、ほとんど接続できなくなり、規制の緩和は 2 日目となると見込まれる。 ○ メールは概ね利用可能であるが、集中により大幅な遅配が発生する可能性がある。 ○ 伝送路の被災と基地局の停波により 1 割が利用できなくなる。 ○ 停電が長期化した場合、基地局の非常用電源の電池切れや燃料切れにより、数時間後以降、順次停波することが見込まれ、携帯電話の利用ができなくなるエリアが拡大することが想定される。 ○ 衛星携帯電話や MCA 無線等を除き通常の通信機器は使用できない。
	固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声通話が集中するため、通信規制が行われ、ほとんどの一般電話は通話が困難となり、概ね通話規制が緩和されるのは 2 日目になると想定される。 ○ 1 割未満の地域では、電柱（通信ケーブル）被害等を要因として、通話ができなくなり、全体の復旧には 1 週間以上かかる見込みである。 ○ Fax 等が付属した多機能型電話機は電気を必要とするため、停電が継続する間は利用できない。

項目		内容
ライフ ライン	インター ネット	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネット接続は固定電話の伝送路の被災状況に依存するため、設備破損等による1割程度の地域では利用ができなくなる可能性がある。 ○ 主要なプロバイダはデータセンターの耐震対策や停電対策、サーバーの分散化が進んでおり、概ねサービスが継続されるが、停電が長期化した場合、データセンターによっては、サービスの提供が難しくなる可能性がある。 ○ 停電時に利用者側の非常用発電設備の燃料が枯渇した場合は、ルーター等が使用できなくなる。 ○ パソコンやサーバーに電源が供給されている状態では通信可能。 ○ 携帯電話のデータ通信が可能な間は、スマートフォン等を利用してインターネットにアクセスが可能である。 ○ 公共機関のホームページにアクセスが集中し、閲覧が困難となる。 ○ SNSや口コミサイト等では、真偽不明な様々な情報が飛び交う。 ○ 新聞やテレビの報道サイトでは、広域的な情報やニュースバリューのある情報のみがクローズアップされ地域の情報が入手できない。
公共交通 機関等	鉄道	○ 鉄道は全線で運行を停止し、安全な運行が確認されるまで数日～数週間再開されない。
	バス	○ 道路混雑のためバスは運行を停止し、燃料供給のめどが立つまで正規の運行再開のめどは立たない。
	道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郊外に向かおうとする車両により道路が大渋滞となる。 ○ 緊急車両も円滑な通行ができず、災害対応活動に支障が発生する。 ○ 渋滞のため車による移動をあきらめた人々が放棄した車両により、道路の通行がさらに妨げられる。
滞留者等	滞留者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属する組織の事業所等で被災した人々は原則的に室内で待機するが、備蓄品の不足やビル内の自家発電機の停止により室内にいられなくなった人々が、一時滞在場所を探して移動する。 ○ 気温が高い場合には、室内で待機している人の中に熱中症患者が発生する。 ○ 気温が低い場合には、室内外の待機者に低体温症患者が発生する。 ○ 第5回東京都市圏パーソントリップ調査を元に算出すると、都市再生安全確保計画の対象地域には、西口はピーク時の14時には約18.5万人、東口はピーク時の15時には約3.8万人の滞留者が存在する。
	駅前滞留者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新宿駅をはじめ、都庁前、西新宿等の駅では、地震により運転を停止した鉄道の乗客や、鉄道の運行状況を確認するために集まった人々で混乱する。 ○ 東京都の推計では、新宿駅を中心とする2km四方の正方形の圏内に約5万人の屋外滞留者が発生する。
	避難者	○ 西口の高層ビル街区では、広域避難場所に指定されているため、周辺の大規模火災から逃れて避難してきた人々で混乱する。

1. 5 都市再生安全確保計画の検証・更新

- 本計画は、PDCA サイクルに則り「計画の策定」、「計画の実施」、「訓練等の実施」及び「訓練等結果の検証」を通じて、継続的に検証・更新を行う。
- 計画の進捗については、新宿駅周辺都市再生緊急整備協議会において定期的に確認する。
- 計画の実施については、新宿駅周辺防災対策協議会やその他組織が連携して行う。
- 計画及びモデルの実効性については、地域連携訓練において内容を確認し、検証結果をもとに本計画の見直しを行う。

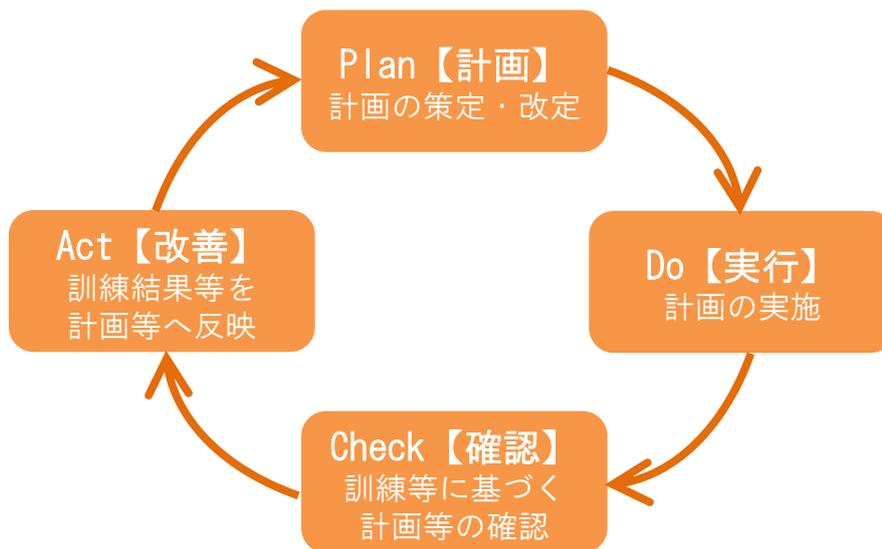


図 都市再生安全確保計画の検証・更新

基本計画 東口編

第1章 新宿駅東口地域の現状

(1) 人口特性

① 昼間人口と夜間人口

- ・ 調査対象地域においては、昼間人口が多く、夜間人口が少ない。
- ・ 昼間人口が最も多いところは新宿三丁目で 30,485 人、夜間人口が最も多いところは歌舞伎町二丁目で 2,344 人である。
- ・ 出典：東京都総務局統計部「東京都の統計」の平成 22 年国勢調査の推計結果（昼間人口）
総務省統計局「e-Stat」の平成 22 年国勢調査の結果（夜間人口）

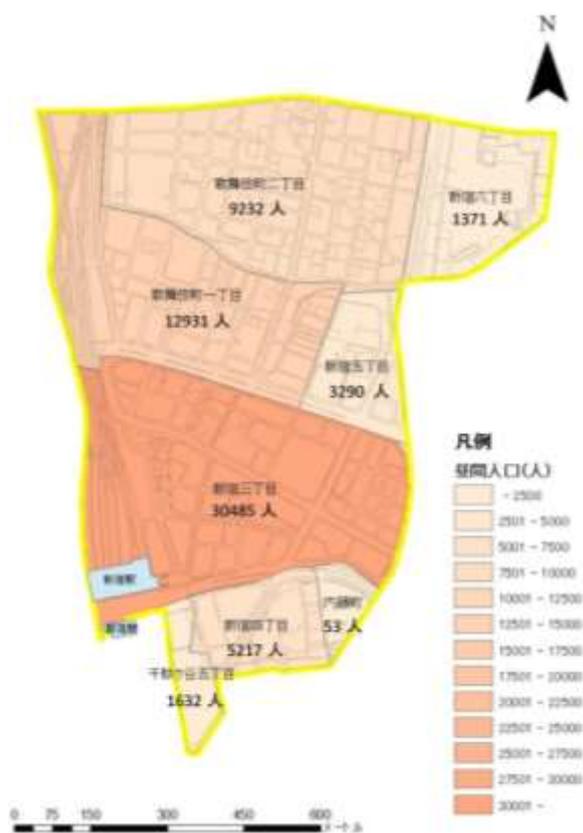


図 対象地域の町丁目別昼間人口



図 対象地域の町丁目別夜間人口

②滞留人口

- ・ 対象地域内では、11時台~18時台にかけて30,000人以上と多く滞留者が発生している。
- ・ 15時台に滞留人口はピークとなり、約38,000人の滞留者が発生している。
- ・ 主な滞留場所は、新宿三丁目、歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目である。
- ・ 出典：東京都市圏交通計画協議会「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」(平成20年)

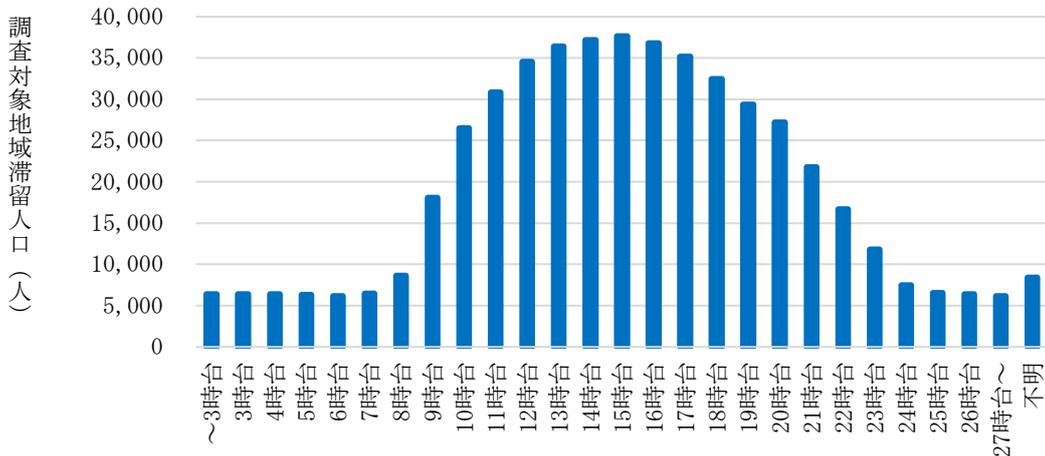


図 対象地域の時間帯別滞留人口

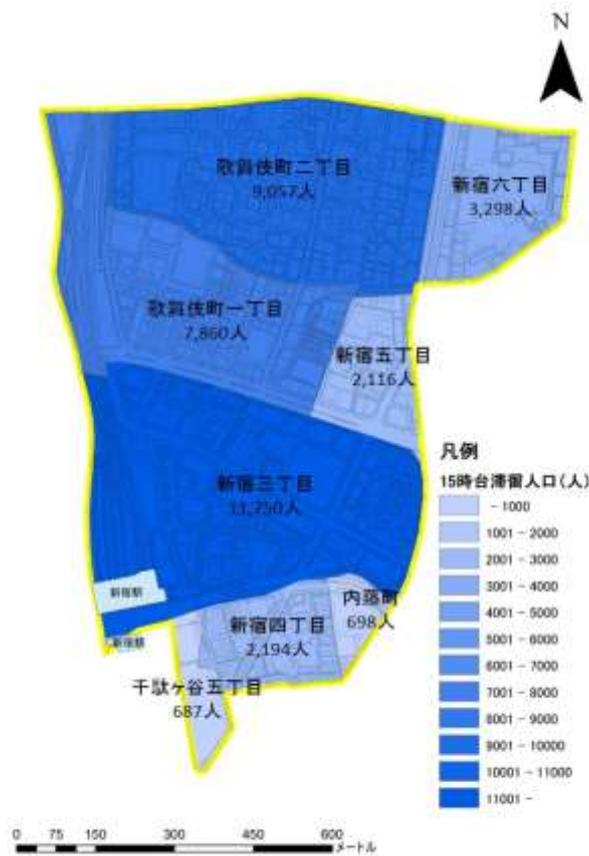


図 15時台 (ピーク時) における対象地域の滞留人口

(2) 事業所数及び従業者数

- 事業所は、新宿三丁目（約 2,000 事業所）及び歌舞伎町一丁目（約 1,300 事業所）に集中している。
- 従業者数は、事業所数と同様に、新宿三丁目（約 36,000 人）、歌舞伎町一丁目（約 15,000 人）及び歌舞伎町二丁目（約 10,000 人）に集中している。
- 出典：総務省統計局「平成 21 年経済センサス基礎調査報告」



図 対象地域の町丁目別事業所数



図 対象地域の町丁目別従業者数

(3) 新宿駅東口地域における滞留者等の受入可能スペース等

- 対象地域において滞留者を受入可能なスペースがあると思われる施設の立地状況について、施設数(棟)、想定収容面積(m²)及び想定収容人数(人)を整理した。
- なお、ここで示す人数は、あくまで本調査において施設の面積を基に算出したもので、当該施設の所有者及び管理者が実際に災害時に受け入れることを意味するものではない。
- 今回、受入可能空間としたものは、アンケート調査より人々が自由に通行できる敷地を有する建物としているため、建築基準法で規定されている公開空地とは異なる。
- 出典：東京都都市整備局「東京都土地利用現況調査(平成23年度)」
早稲田大学中川都市計画研究室「新宿駅東口地区エリア防災計画策定のための大規模建築物に関するアンケート調査」(平成25年度)

表 受入可能なスペースがあると思われる施設の収容能力

(左：屋外の公共空間を含む、右：屋外の公共空間を含まない)

区分		棟数(棟)	面積(m ²)	係数	対象面積(m ²)	人数(人)	区分	棟数(棟)	面積(m ²)	係数	対象面積(m ²)	人数(人)	
公共施設	官公庁施設	11	5090.8	0.6	3054	1851	公共施設	官公庁施設	11	4860.1	0.6	2916	1767
	教育文化施設(教育施設)	7	4496.1	0.6	2698	1635	公共施設	教育文化施設(教育施設)	7	3563.1	0.6	2138	1296
公共空間	公園(屋内+屋外)	8	8480.7	0.7	5937	3598	公共空間	公園(屋内+屋外)	—	0.0	0.7	0	0
	受入可能空間(屋内+屋外)	—	—	—	31441	19055	公共空間	受入可能空間(屋内)	—	—	—	2555	1549
合計		—	18067.6	—	43130	26139	合計	—	8423.2	—	7609	4612	

※「新宿区地域防災計画(平成25年度修正版)」に基づき、1人あたりの必要面積を1.65(m²)として想定収容人数(人)を算出した。

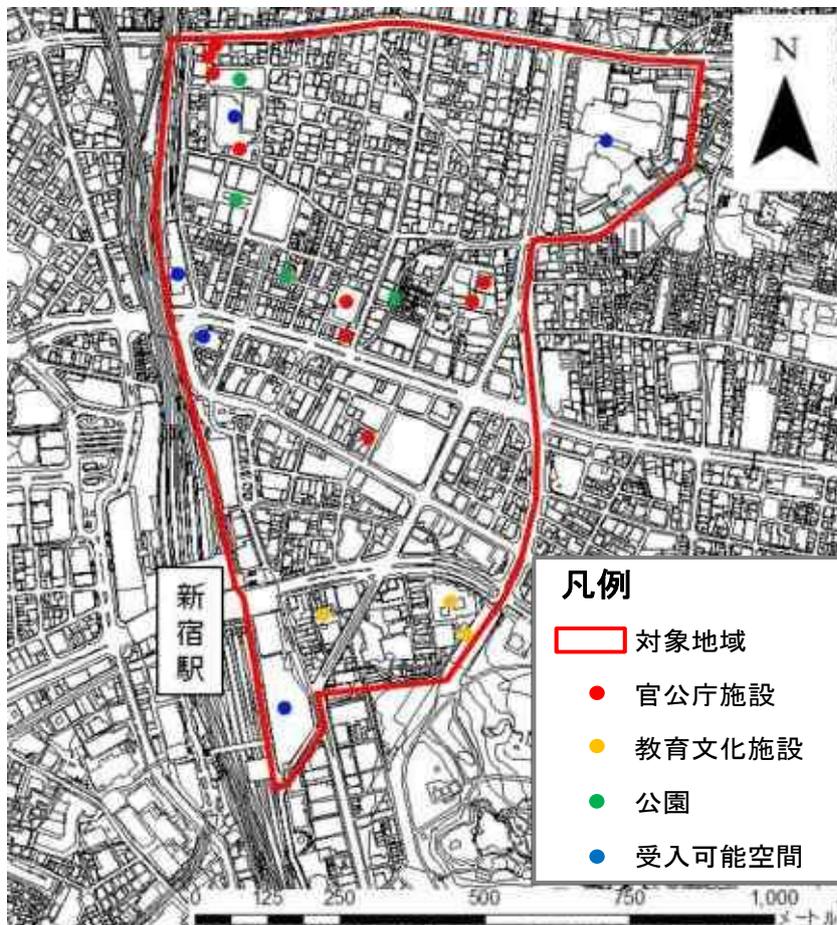


図 対象地域で受入スペースがあると思われる施設一覧

(4) 地域の区分け

① 対象地区内の町丁目の特徴を用途別土地利用面積の視点より整理する。土地利用分類は「表 土地利用分類の定義」に示す「新宿区の土地利用 2013」の土地利用分類に基づいている。今回は下表のように、5つの小分類を3つの類型とし、比較を行った。

表 土地利用分類の定義

類型	土地利用分類 小分類	小分類定義
事務所	事務所建築物	事務所、営業店舗(銀行、証券会社等)、新聞社、放送局、NTT、計算センター、医師会館
商業施設	専用商業施設等	専用商業施設(住宅を含まないもの)、デパート、スーパーマーケット、小売店舗、卸売店舗、ガソリンスタンド、飲食店、公衆浴場、サウナ
	住商併用建物	住居併用店舗・事務所(物販・飲食・美容理容等の店舗、問屋、税理・会計・司法・不動産・給排水・塗装・建築等の事務所) 住居併用作業所付店舗(とうふ・菓子・パン等の自家用製造販売)
宿泊・遊興施設	宿泊遊興施設	ホテル、旅館、ユースホステル、バンケットを主とする会館、バー、キャバレー、ナイトクラブ、料亭、待合、ソーブランド、モーテル、パチンコ店、麻雀屋、ビリヤード、ゲームセンター、カラオケボックス、ダンス教習所
	スポーツ興業施設	(屋内又は観覧席を有するもの) 体育館、競技場、野球場、水泳場、スケート場、ボウリング場、競馬競輪場等、劇場、演芸場、映画館、オーディトリウムを主体とする会館(民間主体のもの)

※出典：新宿区都市計画部都市計画課「新宿区の土地利用 2013」

② 3種類の土地利用面積は下記の「表 町丁目別の用途別土地利用面積」となった。

表 町丁目別の用途別土地利用面積

地域/町丁目	事務所 (ha)	商業施設 (ha)	宿泊・遊興施設 (ha)	合計 (ha)
新宿三丁目	1.91	7.09	1.76	10.76
新宿四丁目	1.08	0.53	0.26	1.87
新宿五丁目	3.88	1.95	0.50	6.33
新宿六丁目	3.69	0.97	0.23	4.89
歌舞伎町一丁目	0.29	0.97	4.63	5.89
歌舞伎町二丁目	1.58	0.96	6.00	8.54

※出典：新宿区都市計画部都市計画課「新宿区の土地利用 2013」

③ 類型別土地利用面積の割合で対象地域内の町丁目を三角図に示すと、大きく4つのエリアに分されることがわかった。

[Aエリア] 歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目

[Bエリア] 新宿三丁目

[Cエリア] 新宿四丁目、新宿五丁目

[Dエリア] 新宿六丁目

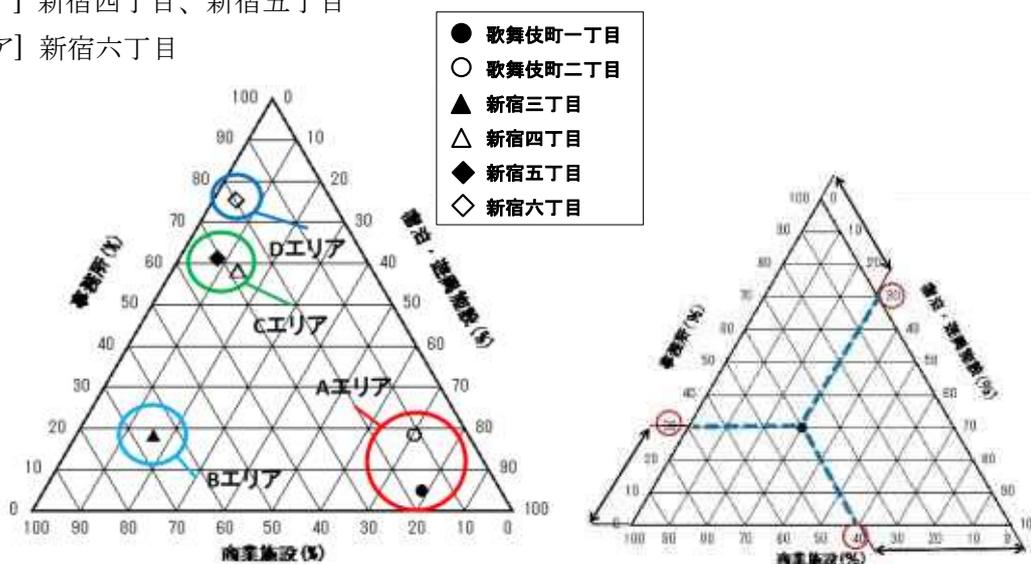


図 町丁目別の用途別土地利用面積の割合

図 三角図読み取り方法

※出典：新宿区都市計画部都市計画課「新宿区の土地利用 2013」

○ 以上のように区分した場合には、地理的な防災上の主な特徴として以下の点が挙げられる。

[A エリアの特徴]

- ・ 昼夜間人口比率が高い
- ・ B エリアと比較すると従業者に対する滞留者の比率が高い
- ・ 広幅員の道路に出るのに時間がかかる

[B エリアの特徴]

- ・ 昼夜間人口比率が対象地域内で極めて高い
- ・ エリア内の大部分が商業系の大規模建築物で構成されている
- ・ 地下空間や広場が広く存在する

[C エリアの特徴]

- ・ B エリアと比較すると商業系の敷地面積が少なく、昼夜間人口比率も低い
- ・ 他のエリアと比較すると様々な業種が混在している

[D エリアの特徴]

- ・ 近年開発された地域である
- ・ 住宅系の建築物が多い地域である
- ・ 対象地区内では昼夜間人口比率が低い

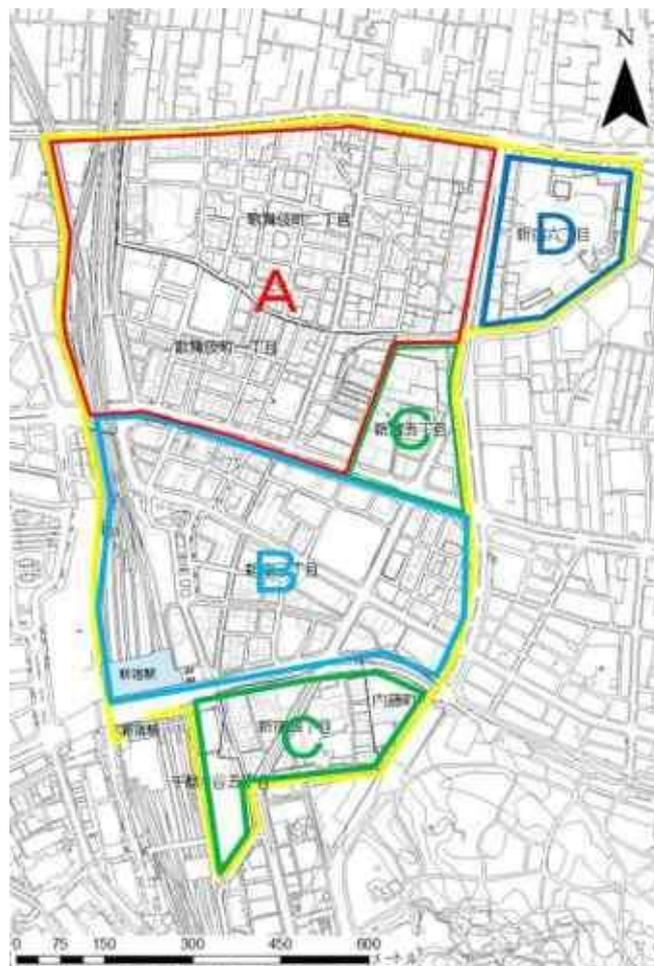


図 対象地域の空間的特徴

第2章 新宿駅東口地域における基本的な考え方

2.1 新宿駅東口地域における基本的な考え方

(1) 新宿駅東口地域における共通の考え方

- 新宿モデルを構成する4モデルと平常時の取組を軸に都市再生安全確保計画を策定する。
- 東口地域の特徴（商業施設、宿泊・遊興施設が多い）を踏まえ、それを最大限に活かした対策を講じる。
- 東口地域内でもエリアにより大きく状況が異なることから、各エリアの特徴やエリア間の相互の関係を考慮しながら、エリアごとに新宿モデルの内容等を検討する。
- 基本計画及び実施計画の策定に当たっては、着手可能な地域より段階的に着手する。
- 来年度以降、定期的に計画を見直し、内容を随時更新する。
- 地域内の事業継続・生活継続及び地域内の助け合いと、公共貢献のバランスの取れた計画を策定する。
- 計画に規定された対策は、平常時から活用されることで災害時に生きるものとするを旨とする。

第3章 事業継続可能な環境の確保

3. 1 建物の安全を確保する仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合には、建物安全確認について次のような状況が考えられる。

ビル・地下街では階層により「揺れ」が異なる。同一地域であっても、大規模ビル・地下街の形状・構造ないしは業種等により被害状況が異なるが、外観からは構造的な被害を把握することが難しい。構造上深刻な被害が懸念される場合には、専門家による確認が必要となる。

(2) 目標

地域内の企業・団体等の事業継続のためには、事業所が安全かつ継続的に使用可能であることの確認をとることが重要である。また、各ビルにおける被害状況は、現地本部等が中心となって地域で共有することで、詳細の被害確認・判定のための専門家の調整及び最適配置を行う仕組みを構築する。さらに、マニュアル等を整備し、建築の専門家でなくても地域内の他のビルと比較可能な「一定の基準による被害状況の確認」が行える仕組みを構築する。また、それらの被害状況をもとに優先順位をつけた上で、専門家による建物安全確認が行われる仕組みを構築する。

(3) 課題

各ビルでビルの被害状況を把握し、地域で共有するためには、発災後に個別のビルで把握した建物の被害状況を地域（現地本部等）で共有する仕組みが必要となる。なお、建築の専門家でなくても「一定の基準で被害状況を確認」するためには、誰が何をどのように判断するべきかを事前に定める必要がある。また、専門家による建物安全確認を行う場合には、限られた専門家をどこに確認に向かわせるか優先順位を事前に決めるとともに、地域内での専門家の分布状況を事前に把握する仕組みが必要となる。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①建物の耐震化の推進

新宿区が行っている耐震化促進事業等を活用し、耐震性の不足している建物の建替えや補強を促進する。

②情報連絡網の構築

防災センター等で把握した建物の被害状況を地域で共有化するための情報連絡網を整備する。

2) ソフト対策

①情報連絡体制の構築

災害時に現地本部を中心に効率的かつ円滑に情報を収集・整理・発信・共有するため、各ビル・地下街における被害状況を、現地本部等を介して地域で共有できる仕組みを強化する。

同時に、新宿区災害対策本部等との情報連絡マニュアル等を作成する。

②建物安全確認マニュアルの作成

建築の専門家でなくても「一定水準で他のビルと比較可能な建物の被害状況の確認」が可能となるように、標準的な確認手順を確立するとともに、確認すべき点に関するチェックリスト等を作成する。

③専門家による建物安全確認の支援

地域内の限られた専門家が、効率的に地域内の建物安全確認を行うには、地域内で確認の必要性の優先順位をつける必要がある。その基準を整備するとともに、災害時に協力可能な専門家のリストアップを行う。

④建物安全確認に関する従事者の確保

「一定水準で他のビルと比較可能な建物の被害状況の確認」のため、専門家以外の従事者を対象として必要な知識や技能を修得するためのカリキュラムを作成し講習を実施する。また、地域内の建物安全確認を行うため、災害時に協力可能な専門家と専門家以外の従事者との連携の在り方について定める。

3) 人づくり

①訓練やセミナーの実施

新宿駅周辺防災対策協議会の訓練やセミナーによって、より実効性の高い情報連絡体制を構築するための知識、経験の拡充を図る。

3. 2 安全に待機・活動できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合には、地域内において多数の傷病者が発生することが考えられる。さらに停電により地域内でビル等の照明や空調が停止し、電話の輻輳等により家族と連絡がとれなくなり、多くの在館者が家族を心配して帰宅し始めることが懸念される。その結果、活動に必要な情報の不足や、災害対応要員の負傷又は帰宅等により、災害対策活動及び事業継続活動等に支障が生ずる。

(2) 目標

想定される地震が発生した場合も、地域内で各事業所等の安全が保たれ在館者が混乱することなく、安全に地域が落ち着くまで待機でき、災害対応及び事業継続活動が可能となる仕組みを構築する。

(3) 課題

事業所内の待機・活動可能な環境の整備のためには、事業所の耐震性を高めるとともに、発災後に待機・活動する空間が確保される必要がある。また、その他にも安否確認手段の確保、地震時における在館者への情報提供手段の確保等を図ることで、停電時等の事業所内での混乱を防止（軽減）する必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①非常用電源等の確保

自家発電施設の設置や地域内での電力等の融通等を行うとともに、照明、空調、災対活動、事業継続活動等に使用できる自立分散型の電源を確保する。

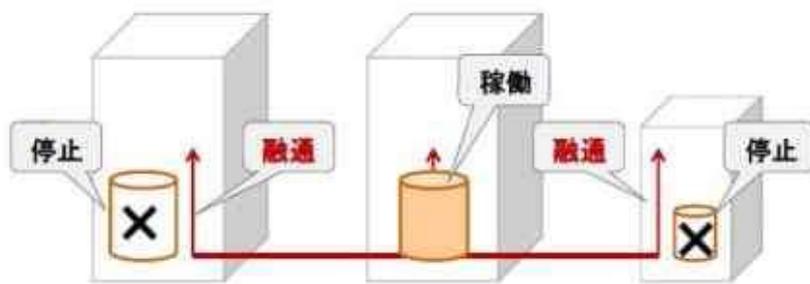


図 電力の融通のイメージ

②備蓄倉庫等の整備

新規大規模開発案件等を活用し、備蓄の拡充につとめる。

③耐震改修

建物の耐震性を向上させることで、死傷者の発生を防止するとともに、発災後にも当該建築物が安全に使用できる可能性を高める。

④什器等の固定

事業所内の什器等の固定を進めることで、負傷者の発生を減少させるとともに、発災後にも待機・活動が可能な安全な空間を確保する。

2) ソフト対策

①事業所内待機ルールの整備と周知・啓発

地域の特性を踏まえた上で、事業所内での待機を行うための行動ルールの整備や待機ルールの周知、啓発を行う。

②情報連絡手段の多重化

災害対応活動や事業継続活動に直接又は間接的に必要な情報を入手する可能性を高めるため、安否確認方法の啓発や在館者への情報提供等情報連絡手段の多重化を図る。

③生活必需品の融通

様々な業種の事業者が多数存在する東口地域の特性を基に、それぞれの事業者が事業上保有する生活必需品（水や食料、衣料、医薬品等）を発災時の地域の資源として活用する仕組みを構築する。その際には、商店街内の融通、商店街間の融通、双方について体制を構築することを目指す。

第4章 情報収集伝達等

4.1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、情報通信関連の被害として、通信の輻輳、停電等が広域的に発生し、多くの事業所や来訪者が情報不足に陥る。特に報道機関等は全国的な視点での情報提供のみを行うため、地元である東口地域の詳細な被害等に関する情報不足が懸念される。このような情報が不足した場合には、事業者の災害対応活動や事業継続活動等に支障が生じる可能性がある。また、事業所ごとに備蓄品の管理状況や従業員のスキル等が異なることにより、災害対応や事業継続活動に過不足が生じることも懸念される。なお東口地域周辺に広域避難場所が立地していること等から、隣接地域から多数の避難者・滞留者が流入することが懸念される。

(2) 目標

地域の情報拠点として、新宿区役所第一分庁舎に東口現地本部を設け、情報収集や連絡体制を構築する。災害時における情報収集等に関する現地本部の主要な活動は停電や電話の輻輳等が発生した場合にも地域内の事業者等が安全に災害対応活動等ができるようにすること、特定のエリアや施設に滞留者等が集中しないよう現地本部において情報を収集・整理し負担の分散化を誘導することの2点とする。また、現地本部では新宿区の災害対策本部をはじめとする地域の災害対策の拠点から、信頼性の高い情報を収集する仕組みを構築する。その他、遠隔地との情報交換を行い広域の被災情報を把握するほか、非被災地からの情報提供を得ることでより俯瞰的な視点での災害対応を行う。さらに、地区内での生活必需品（水や食料、医療、医薬品等）や災害対応要員の融通調整を行うことで地域全体の災害対応の底上げを図る。

(3) 課題

東口現地本部が地域の情報拠点として機能するためには、災害時に活動可能な人員の確保、地域の事業者等が必要とする情報を収集できる体制及び現地本部の役割についての地域の事業者等への十分な周知が必要となる。また、地域内での生活必需品等の調整のためには、一時滞在施設の受入情報や滞留者等への支援物資の配布状況等について一元的に連絡・共有化する仕組みの構築も必要となる。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備

災害時には、地域の情報拠点として「東口現地本部」を設けて、現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有を行う。そのために、発災時は現地本部が区役所内にあることを活かし、区の災害対策本部の協力を得て無線連絡等を行うこととするとともに、それ以外に必要な機器の検討を行う。

2) ソフト対策

①情報連絡体制の構築【再掲】

災害時に現地本部を中心に効率的かつ円滑に情報を収集・整理・発信・共有するため、各ビル・地下街における被害状況を、現地本部等を介して地域で共有できる仕組みを強化する。

同時に、新宿区災害対策本部等との情報連絡マニュアル等を作成する。

②現地本部の運営の仕組みの確立

災害時に現地本部に参集した要員の人数やスキルに応じて、柔軟に組織構築ができる仕組みを確立する。

③生活必需品の活用体制の整備

発災時に商店街内、商店街間の生活必需品の融通ができる情報共有、連絡体制を構築する。

3) 人づくり

①現地本部の運営の在り方の周知

災害時の現地本部の役割や機能並びに災害等に関する基礎的な知識について、平常時よりセミナーや訓練等を通じ地域の関係者等に広く周知する。

②専門家やリーダーの育成

災害時に地域の現地本部等の主要な拠点で、情報収集伝達等に関する専門家やリーダーとして活躍する人材を、平常時より講習会や訓練を通じて養成する。

4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、情報不足から不正確な情報等が流れ適切な災害対応活動や事業継続活動の根拠となる情報が伝わらない可能性がある。

(2) 目標

地域の混乱を最低限におさえるための情報伝達手段を整備し、一定水準以上の信憑性のある情報を東口現地本部から地域に提供する仕組みを構築する。

(3) 課題

新宿駅東口地域には他地域からの来訪者が多く、必ずしも新宿駅東口地域の土地勘が十分ではない被災者もいることから、不特定多数の人に対して正確に情報を提供する方法及び体制を構築する必要がある。発災後については事業所内に待機することが原則となるが、やむを得ず全館退避が必要となった場合には、周辺状況を加味した計画的な避難に必要な情報を提供する必要がある。また、特定のエリアや施設に滞留者等の負担が集中しないよう適切に誘導を行うため、駅及び大規模集客施設に対して情報提供方法の検討を行う必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報提供のための環境整備

災害時には、地域内で長距離無線 LAN、Wi-Fi 等の情報網を整備することにより、拠点間で GIS 等の地図情報を利用して情報提供・共有を行う。また、不特定多数の来街者等に対しては、デジタルサイネージ等の設置、エリアワンセグや SNS・アプリケーションを用いた情報提供を行う。

②外国人来訪者のための環境整備

外国人来訪者に対して多言語による情報を提供できるよう、環境の整備に努める。

2) ソフト対策

①情報連絡体制の構築【再掲】

災害時に現地本部を中心に効率的かつ円滑に情報を収集・整理・発信・共有するため、各ビル・地下街における被害状況を、現地本部等を介して地域で共有できる仕組みを強化する。

同時に、新宿区災害対策本部等との情報連絡マニュアル等を作成する。

②情報提供方法の検討

東口地域の地図等のノベリティの作成や避難者への情報提供媒体の設置場所や連絡方法等の検討等、新宿駅東口地域の土地勘のない人にも分かりやすい情報提供方法の検討を行う。

③現地本部の運営システムの確立

現地本部要員の参集状況に応じた運営システムを強化する。また、運営委員を最低限に抑えることができる運営方法の確立を検討する。

④帰宅困難者の誘導対策

帰宅困難者を適切に誘導するため、予め地域内の一時滞在施設と受入可能人数をリスト・地図化する。

3) 人づくり

①現地本部の運営の在り方の周知【再掲】

災害時の現地本部の役割や機能並びに災害等に関する基礎的な知識について、平常時よりセミナーや訓練等を通じ地域の関係者等に広く周知する。

第5章 退避誘導支援等

5.1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生し、停電によりビル内の照明が消え、電話の輻輳等により家族の安否が確認できず、被害状況等の情報不足となった場合には、在館者は不安から一斉に退避行動を開始し、非常階段に人が押し寄せることにより混乱が生じるとともに負傷者発生危険性が高まる。また、ビルからの退避者により地域の滞留者が増加し、混乱に拍車がかかる。さらに、地域内で車による退避や移動が多数発生した場合には、道路の渋滞が発生し、消防機関等による災害対応活動に支障が生じるおそれがある。建物の構造部分の損傷や火災の発生、季節・天候等によっては、ビル内での長時間の滞在が困難になる場合も考えられる。

(2) 目標

在館者の安全が確保できずビル外への退避が必要となった場合には、一定の退避基準に従って退避を行い、一時退避場所と退避経路を整備し、在館者を安全にビル外に退避誘導し一時退避場所等に收容する仕組みを構築する。

(3) 課題

退避者を地域で円滑に收容するためには、安全な退避支援誘導體制を整備し地域の被災状況を把握した上で、退避が必要となる施設の状況や、その退避経路及び收容場所等の判断を行う仕組みと、判断結果の伝達方法を整備する必要がある。また、一時退避場所や退避経路をどのように判断するのか、どのような基準で全館退避を判断するべきかについても明確にする必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備【再掲】

災害時には、地域の情報拠点として「東口現地本部」を設けて、現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有を行う。そのために、発災時は現地本部が区役所内にあることを活かし、区の災害対策本部の協力を得て無線連絡等を行うこととするとともに、それ以外に必要な機器の検討を行う。

②退避経路と一時退避場所の確保

災害時に退避先となる施設等について、公開空地や公共施設等も含めて場所を確保し地域で共有する。また、退避経路についても、緊急輸送道路や地域内での負傷者搬送ルート等を考慮した上で確保する。

③災害時に活用する空き駐車スペースの確保

地域内の滞留車両により緊急車両の通行に支障が生じないように、災害時に活用できる空き駐車スペースを確保する。

④退避誘導支援に向けた環境整備

一時退避場所・退避経路の確保や退避支援誘導態勢の整備、情報連絡態勢の構築等退避誘導支援に向けた環境整備を行う。

2) ソフト対策

①ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発

地域が連携して計画的な退避を行うため、地域内の混雑ポイントを予め抽出し、災害時に避難状況を現地本部へ報告しその情報に基づき退避する仕組みをつくることで、地域内で安全で円滑な退避が行えるよう退避誘導ルールを策定する。

②ビルからの退避支援態勢の構築等

安全な退避支援誘導態勢を整備するため、ビル内の一斉退避の手順、一時退避場所や退避経路の検討、退避支援態勢の構築を行うとともに、情報連絡態勢の構築や公開空地の利用方法の検討を行う。退避支援態勢の構築に当たっては、地震時に計画的な退避支援ができるよう、退避時の混雑ポイントを予め抽出し、担当者が現地本部へ報告する仕組みや退避者への情報提供方法を構築するとともに、退避誘導ルールを策定する。

③地域連携による退避の支援態勢の構築

地域内で協調した退避を実施するため、地震時には東口現地本部が中心となって地域内の状況に応じて一時退避場所を選定し退避者を誘導できるよう、建物内のテナントや近隣のビル間との協力体制を構築し、地域全体での支援態勢（組織体制、役割分担、誘導員の配置、情報連絡体制、誘導方法等）を整備する必要がある。そのため、全館退避を行う際の標準的な退避基準の策定や全館退避のための手順の明確化とその周知を行う。

④滞留車両の誘導方法の構築

地域内の滞留車両の退避誘導ルールを策定するとともに、滞留車両を適切に誘導するための情報伝達方法を検討する。

3) 人づくり

①退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発

セミナーや訓練等を通じて、退避支援・誘導や退避行動の在り方を地域の事業者等に周知する。

5. 2 滞留者等への対応

(1) 被害の影響

想定される地震が発生し、鉄道が運転を見合わせるにより新宿駅等において身の寄せどころのない滞留者が多数発生する。さらに、周辺地域からの退避住民等も地域内に流入するため、地域内の公開空地、地下道、ロビー空間等は滞留者であふれる。

(2) 目標

身の寄せどころのない滞留者を混乱することなく安全に誘導し、一時滞在できる仕組みを構築する。

(3) 課題

滞留者が安全に一時滞在するためには、地域内で一時滞在可能な環境の整備、災害時の動線を考慮した誘導経路及び情報提供手段を確保する必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報提供のための環境整備【再掲】

災害時には、地域内で長距離無線 LAN、Wi-Fi 等の情報網を整備することにより、拠点間で GIS 等の地図情報を活用して情報提供・共有を行う。また、不特定多数の来街者等に対しては、デジタルサイネージ等の設置、エリアワンセグや SNS・アプリケーションを用いた情報提供を行う。

②非常用電源等の確保【再掲】

自家発電施設の設置や地域内での電力等の融通等を行うとともに、照明、空調、災対活動、事業継続活動等に使用できる自立分散型の電源を確保する。

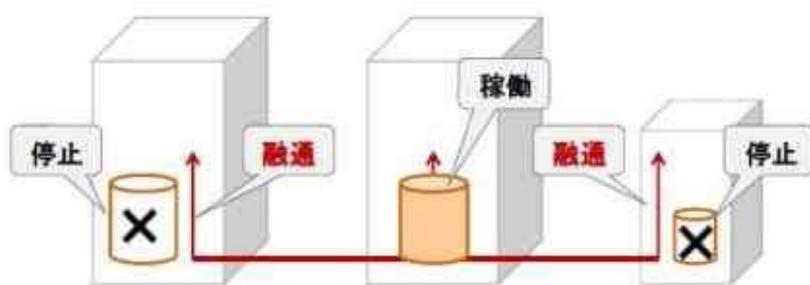


図 電力の融通のイメージ【再掲】

③備蓄倉庫等の整備【再掲】

新規大規模開発案件等を活用し、備蓄の拡充につとめる。

④耐震改修【再掲】

建物の耐震性を向上させることで、死傷者の発生を防止するとともに、発災後にも当該建築物が安全に使用できる可能性を高める。

⑤ 什器等の固定【再掲】

事業所内の什器等の固定を進めることで、負傷者の発生を減少させるとともに、発災後にも待機・活動が可能な安全な空間を確保する。

2) ソフト対策

① 滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発

滞留者を安全かつ円滑に誘導するための誘導ルールの整備や一時滞在ルールの周知、啓発を行う。

② 生活必需品の融通【再掲】

様々な業種の事業者が多数存在する東口地域の特性を基に、それぞれの事業者が事業上保有する生活必需品（水や食料、衣料、医薬品等）を発災時の地域の資源として活用する仕組みを構築する。その際には、商店街内の融通、商店街間の融通、双方について体制を構築することを目指す。

③ 避難場所や一時滞在施設の運営等に関する環境整備

避難場所（新宿御苑、新宿中央公園）で必要となる対応を踏まえ、避難場所の運営に関するマニュアルを整備する。

また、一時滞在施設として滞留者を受け入れる施設の確保を推進するとともに、一時滞在施設の開設・運営等に関するマニュアルを整備する等、一時滞在施設に対する支援を行う。

3) 人づくり

① 専門家やリーダーの育成【再掲】

災害時に地域の現地本部等の主要な拠点で、情報収集伝達等に関する専門家やリーダーとして活躍する人材を、平常時より講習会や訓練を通じて養成する。

第6章 医療救護活動等

6.1 負傷者に対応できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、ビル内では家具等の転倒・落下・移動、ガラスの飛散、天井ボードの落下等により負傷者（軽傷者、重症者）が発生する可能性が高い。また、屋外においては、窓ガラス、壁面タイル、看板等の落下物による負傷者が発生することが想定される。しかし、ビル内の診療所では、医師、看護師、医薬品等の資器材、受入スペースに限界があり、多数の負傷者には対応しきれない。

(2) 目標

地域で医療スペースや応急救護スペース（以下「医療等スペース」という。）を設置し、医療従事者及び支援者、医薬品・医療資器材を整備し、軽傷者への応急手当、重症者への医療提供を行う仕組みを構築する。

(3) 課題

地域で負傷した帰宅困難者に対応するためには、医療等スペース、また東京 DMAT 等との連携の中で医療従事者を確保する必要がある。また、応急手当に使用する医薬品や医療用資器材を備蓄する必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備【再掲】

災害時には、地域の情報拠点として「東口現地本部」を設けて、現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有を行う。そのために、発災時は現地本部が区役所内にあることを活かし、区の災害対策本部の協力を得て無線連絡等を行うこととするとともに、それ以外に必要な機器の検討を行う。

②医療備蓄の確保

負傷者に対し医療提供を行うための医薬品や医療用資器材を確保する。

③医療スペース等の整備

負傷者に対し医療提供を行うため、トリアージスペースの確保に向けた空間整備や災害拠点としての医療ユニットの整備等、医療等スペースの整備・確保を行う。また、各ビルやエリア等で医療等スペースとして事前に指定した場所に、案内板等の設置を行う。

2) ソフト対策

①医療従事者の確保

各ビルやエリア等で医療従事者を確保できるよう、滞留者から医師等を活用できる態勢の構築、ビル診療所との連携体制の構築を図るとともに、医師等への支援者を養成するための講習受講を推進する。また、医療等スペースへの医師等の派遣を受けることができるよう、医療機関からの派遣体制の検討、受入体制の検討、医師等の派遣・受入れに係る地域内での情報連絡体制の検討等を行い、医師等の派遣体制の構築を図る。

②医療等スペースの事前指定等

医療等スペースを事前に指定するとともに、医療等スペースの設置・運営体制の構築を図る。また、セミナー、訓練等を通じて地域の事業者にも周知を図る。また、医療等スペースが不足する場合に地域内で連絡調整できるよう、東口現地本部の常設化の検討、情報連絡網の構築、情報連絡訓練の実施等、情報連絡体制の構築を行う。

③医療備蓄の運用体制の構築

備蓄スペースから医療等スペースへの運搬や平常時のメンテナンス態勢等、医薬品や医療用資器材の運用態勢を構築するとともに、地域内での備蓄の融通態勢を構築する。また、東口現地本部を通じて地域内で医薬品や医療用資器材を調達する際の情報連絡体制の構築を行う。

3) 人づくり

①専門家をサポートする人材の育成

医療等スペースで、医療従事者等の専門家の活動を支援・サポートする人材を、平常時より講習会や訓練を通じて養成する。

6. 2 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、多数の負傷者や帰宅困難者が東口地域に流入してくるとともに、重症者が災害拠点病院に搬送されることが想定される。そのため、地域内外からの負傷者が集まり病院が患者等であふれかえり、災害拠点病院の本来の機能である重症者への対応に支障が生じるおそれがある。

(2) 目標

軽傷者、帰宅困難者を適切に医療機関外の医療等スペースへ誘導するとともに、医療資源（医師、看護師、空間、医薬品・医療資器材等）を確保し、災害拠点病院の本来機能である重症者対応ができる仕組みを構築する。

(3) 課題

災害拠点病院等への患者の過度な集中を回避するためには、重症者の受入調整態勢を構築する必要がある。また、災害時の医療提供について地域全体で目標を共有し、地域内での医療機能の分担と必要な対策を検討し、軽傷者には各地域で対処する態勢を構築することが必要となる。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備【再掲】

災害時には、地域の情報拠点として「東口現地本部」を設けて、現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有を行う。そのために、発災時は現地本部が区役所内にあることを活かし、区の災害対策本部の協力を得て無線連絡等を行うこととするとともに、それ以外に必要な機器の検討を行う。

②医療救護所の拡充

地域内で従業者や来街者等のうち軽傷者に医療を提供できるよう、昼間人口向け医療救護所の設置場所を検討し、確保する。また、昼間人口向け医療救護所の運営に必要な医薬品や資器材等の備蓄や非常用発電機等を確保する。

2) ソフト対策

①地域全体での医療機能の最適配置の実現

災害拠点病院としての機能を最大限発揮できるよう、軽傷者や病院での処置が不要な人は地域内の各ビルに誘導し、重症者のみ災害拠点病院で受け入れる等、地域内での医療機能の分担・最適配置（地域全体の目標）を検討する。また、昼間人口向けの医療救護所の運営体制を構築するとともに、災害拠点病院等に流入した軽傷者を院外に誘導するための情報連絡態勢を構築する。

第7章 平常時の対応

(1) 目標

災害時の円滑な活動のため、平常時より地域での大規模地震対策の考え方や、災害時の活動について周知を行う仕組みを構築する。災害時の活動の指揮統制のためには、平常時における様々な地域マネジメントの仕組みが浸透している必要がある。

(2) 課題

新宿モデルに基づく地域の活動については、地域の関係者全体に十分に浸透しているとはいえない。また、平常時より関連する様々な活動を推進するための「地域の活動主体」は存在していない。

(3) 実施方針

1) ハード対策

①外国人来訪者のための環境整備【再掲】

外国人来訪者に対して多言語による情報を提供できるよう、環境の整備に努める。

2) ソフト対策

①地域防災活動の地域への浸透

地域内の一部の組織のみに留まらず、地域全体への取組を拡大するため、地域防災活動の参加団体の拡大を図る仕組みを構築する。

②現地本部の法人化の検討

現地本部の平常時からの活動を視野に入れた法人化と常設の事務所の設置を検討する。災害時の実効性を高めるため、協議会の運営組織等が地域の事業者向けの情報提供や、必要な事務局活動を行う仕組みを構築する。将来的には、地区のエリアマネジメントと一体的に本計画に基づく防災対策等の推進を図る仕組みを構築する。

③セミナー等の仕組みの構築

地域内の防災リテラシー向上のためには、防災に必要となる一般的な知識の底上げのための「セミナー」の開催や、地域内での防災活動のリーダー養成のための「講習会」等の開催を行う仕組みを構築する。

④継続的な地域連携訓練の実施

「新宿モデル」の具体的な施策の検証のため、定期的かつ継続的な訓練を実施する仕組みを構築する。なお、訓練参加者の拡大やその企画運営の主体については地域内で分担して実施する。

⑤行動指針の周知など地域内の防災リテラシーの向上

セミナーや周知啓発活動の開催を通じ、『新宿ルール実践のための行動指針』や新宿モデルの構築に必要な情報の周知を行い、地域内の防災リテラシーの向上を図る。

実施方針メニュー（東口地域）

			ハード対策					ソフト対策	人づくり
			通信	備蓄	エネルギー	空間利用	その他		
新宿モデル	事業継続可能な環境の確保	建物安全判断					<ul style="list-style-type: none"> - : 建物の耐震化の推進 (p25) - : 情報連絡網の構築 (p25) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 情報連絡体制の構築 (p25) - : 建物安全確認マニュアルの作成 (p25) - : 専門家による建物安全確認の支援 (p25) - : 建物安全確認に関する従事者の確保 (p25) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 訓練やセミナーの実施 (p25)
		安全待機・活動			○ : 非常用電源等の確保 (p26)	- : 備蓄倉庫等の整備 (p26)	<ul style="list-style-type: none"> - : 耐震改修 (p26) - : 什器等の固定 (p27) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 事業所内待機ルールの整備と周知・啓発 (p27) - : 情報連絡手段の多重化 (p27) - : 生活必需品の融通 (p27) 	
	情報収集・伝達等	情報収集・連絡手段の構築	- : 情報通信網の整備 (p28)					<ul style="list-style-type: none"> - : 情報連絡体制の構築【再掲】 (p29) ○ : 現地本部の運営の仕組みの確立 (p29) - : 生活必需品の活用体制の整備 (p29) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 現地本部の運営の在り方の周知 (p29) - : 専門家やリーダーの育成 (p29)
		情報伝達手段の構築	<ul style="list-style-type: none"> - : 情報提供のための環境整備 (p30) - : 外国人来訪者のための環境整備 (p30) 					<ul style="list-style-type: none"> - : 情報連絡体制の構築【再掲】 (p30) - : 情報提供方法の検討 (p30) ○ : 現地本部の運営システムの確立 (p30) - : 帰宅困難者の誘導対策 (p30) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 現地本部の運営の在り方の周知【再掲】 (p30)
	避難誘導支援等	ビルからの退避	- : 情報通信網の整備【再掲】 (p31)			<ul style="list-style-type: none"> - : 退避経路と一時退避場所の確保 (p31) - : 災害時に活用する空き駐車スペースの確保 (p31) 	- : 退避誘導支援に向けた環境整備 (p32)	<ul style="list-style-type: none"> ○ : ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発 (p32) ○ : ビルからの退避支援態勢の構築等 (p32) ○ : 地域連携による退避の支援態勢の構築 (p32) - : 滞留車両の誘導方法の構築 (p32) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発 (p32)
		滞留者等への対応	○ : 情報提供のための環境整備【再掲】 (p33)		- : 非常用電源等の確保【再掲】 (p33)	- : 備蓄倉庫等の整備【再掲】 (p33)	<ul style="list-style-type: none"> - : 耐震改修【再掲】 (p33) - : 什器等の固定【再掲】 (p34) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ : 滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発 (p34) - : 生活必需品の融通【再掲】 (p34) ○ : 避難場所や一時滞在施設の運営等に関する環境整備 (p34) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 専門家やリーダーの育成【再掲】 (p34)
	医療救護活動等	負傷者対応	- : 情報通信網の整備【再掲】 (p35)	- : 医療備蓄の確保 (p35)		- : 医療スペース等の整備 (p35)		<ul style="list-style-type: none"> - : 医療従事者の確保 (p36) - : 医療等スペースの事前指定等 (p36) - : 医療備蓄の運用体制の構築 (p36) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 専門家をサポートする人材の育成 (p36)
		災害拠点病院対応	- : 情報通信網の整備【再掲】 (p37)			- : 医療救護所の拡充 (p37)		○ : 地域全体での医療機能の最適配置の実現 (p37)	
	平常時の対応		- : 外国人来訪者のための環境整備【再掲】 (p38)					<ul style="list-style-type: none"> ○ : 地域防災活動の地域への浸透 (p38) - : 現地本部の法人化の検討 (p38) ○ : セミナー等の仕組みの構築 (p38) ○ : 継続的な地域連携訓練の実施 (p38) ○ : 行動指針の周知など地域内の防災リテラシーの向上 (p38) 	

※表中（ ）内は本計画でのページ番号

※「-」：未着手、「○」：着手済